第十条～第十六条　［略］

第二款　生活安全局

第十七条～第二十二条　［略］

第三款　刑事局

第二十三条～第三十一条　［略］

第四款　交通局

第三十二条～第三十六条　［略］

第五款　警備局

［条を削る。］

第三十七条～第四十二条　［略］

（災害対策室）

第四十三条　［略］

第六款　サイバー警察局

第四十四条～第四十七条　［略］

2　人材戦略企画室においては、令第十二条第三号及び第五号に掲げる事務のうち多様な人材の活用推進に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　人材戦略企画室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、人材戦略企画室の事務を掌理する。

第十一条～第十七条　［同上］

［一条ずつ繰り上げる。］

第二款　生活安全局

第十八条～第二十三条　［同上］

［一条ずつ繰り上げる。］

第三款　刑事局

第二十四条～第三十二条　［同上］

［一条ずつ繰り上げる。］

第四款　交通局

第三十三条～第三十七条　［同上］

［一条ずつ繰り上げる。］

第五款　警備局

（公安対策企画官）

第三十八条　警備局公安課に、公安対策企画官一人を置く。

2　公安対策企画官は、命を受け、令第三十八条第一号及び第二号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

第三十九条～第四十四条　［同上］

［二条ずつ繰り上げる。］

（事態対処調整官）

第四十五条　警備局警備運用部警備第三課に、事態対処調整官一人を置く。

2　事態対処調整官は、命を受け、令第四十三条各号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

（災害対策室）

第四十六条　［同上］

第六款　サイバー警察局

第四十七条～第五十条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

第七款　警察庁顧問

（警察庁顧問）

第四十八条　［略］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校

第四十九条～第五十六条　［略］

（総務調整官）

第五十七条　総務調整官は、命を受け、第五十四条及び第五十五条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第五十八条～第七十六条　［略］

第二款　科学警察研究所

第七十七条～第九十五条　［略］

（附属鑑定所）

第九十六条　［略］

2　附属鑑定所は、第八十七条第二号、第八十八条第二号、第八十九条第二号及び第九十条第四号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。

［3～9　略］

（法科学研修所）

第九十七条　［略］

第三款　皇宮警察本部

第九十八条～第百十七条　［略］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局

第百十八条～第百二十一条　［略］

（警務課）

第百二十二条　［略］

［一～十一　略］

十二　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基

第七款　警察庁顧問

（警察庁顧問）

第五十一条　［同上］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校

第五十二条～第五十九条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

（総務調整官）

第六十条　総務調整官は、命を受け、第五十七条及び第五十八条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第六十一条～第七十九条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

第二款　科学警察研究所

第八十条～第九十八条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

（附属鑑定所）

第九十九条　［同上］

2　附属鑑定所は、第九十条第二号、第九十一条第二号、第九十二条第二号及び第九十三条第四号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。

［3～9　同上］

（法科学研修所）

第百条　［同上］

第三款　皇宮警察本部

第百一条～第百二十条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局

第百二十一条～第百二十四条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

（警務課）

第百二十五条　［同上］

［一～十一　同上］

十二　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基